

参 考 資 料

（相続税・贈与税関係）

相続税の課税状況の推移

区 分 年 分	死 亡 者 数 ・ 課 税 件 数 等				合 計 課 税 価 格		相 続 税 額		
	死亡者数 (a)	課税件数 (b)	(b)/(a)	被相続人 1人当たり 法定相続人数	合計額 (c)	被相続人 1人当たり 金 額	納付税額 (d)	被相続人 1人当たり 金 額	(d)/(c)
	人	件	%	人	億円	万円	億円	万円	%
昭和30	693,523	30,859	4.4	—	375	121.5	34	11.0	9.1
33	684,189	5,284	0.8	—	367	695.4	47	88.4	12.7
40	700,438	13,407	1.9	4.24	2,091	1,559.7	410	305.8	19.6
45	712,962	24,454	3.4	4.28	7,011	2,866.9	1,342	548.7	19.1
50	702,275	14,593	2.1	4.31	15,121	10,361.8	1,973	1,352.1	13.0
55	722,801	26,797	3.7	4.17	30,215	11,275.5	4,399	1,641.7	14.6
62	751,172	59,008	7.9	3.93	82,509	13,982.6	14,343	2,430.7	17.4
63	793,014	36,468	4.6	3.68	96,380	26,428.6	15,629	4,285.5	16.2
平成元	788,594	41,655	5.3	3.90	117,686	28,252.5	23,930	5,744.9	20.3
2	820,305	48,287	5.9	3.86	141,058	29,212.4	29,527	6,114.8	20.9
3	829,797	56,554	6.8	3.81	178,417	31,548.0	39,651	7,011.2	22.2
4	856,643	54,449	6.4	3.85	188,201	34,564.7	34,099	6,262.5	18.1
5	878,532	52,877	6.0	3.81	167,545	31,685.9	27,768	5,251.5	16.6
6	875,933	45,335	5.2	3.79	145,454	32,084.4	21,058	4,644.9	14.5
7	922,139	50,729	5.5	3.72	152,998	30,159.9	21,730	4,283.5	14.2
8	896,211	48,476	5.4	3.71	140,774	29,039.9	19,376	3,997.0	13.8
9	913,402	48,605	5.3	3.68	138,635	28,522.8	19,339	3,978.8	13.9
10	936,484	49,526	5.3	3.61	132,468	26,747.1	16,826	3,397.4	12.7
11	982,031	50,731	5.2	3.59	132,699	26,157.3	16,876	3,326.5	12.7
12	961,653	48,463	5.0	3.55	123,409	25,464.7	15,213	3,139.0	12.3

- (備考) 1. “死亡者数(a)”は「人口動態統計」(厚生労働省)により、その他の計数は「国税庁統計年報書」による。
2. “被相続人1人当たりの法定相続人数”は、当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。ただし、昭和63年分には、更正の請求により納付税額がゼロとなった者の計数が含まれている。
3. “課税件数(b)”は、相続税の課税があった被相続人の数である。
4. “納付税額(d)”には納税猶予額を含まない。

相続税の課税価格階級別課税状況等(平成12年分)

課税価格 階級区分	件 数		納付税額		平 均 課税価格 (a)	平 均 納付税額 (b)	負担率 (b)／(a)
	件 数	累積割合	税 額	累積割合			
	件	%	億円	%	万円	万円	%
～ 1億円	8,239	17.0	102	0.7	8,465	124	1.5
～ 2億円	22,047	62.5	1,199	8.6	14,054	544	3.9
～ 3億円	7,986	79.0	1,525	18.6	24,139	1,910	7.9
～ 5億円	5,711	90.8	2,647	36.0	37,917	4,635	12.2
～ 7億円	1,988	94.9	1,844	48.2	58,137	9,274	16.0
～ 10億円	1,191	97.3	1,857	60.4	82,103	15,594	19.0
～ 20億円	992	99.4	3,025	80.3	132,659	30,494	23.0
20億円超	309	100.0	2,988	100.0	318,648	96,689	30.3
合 計	48,463		15,187		25,429	3,134	12.3

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。

2. 当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。

贈与税の課税状況の推移

区 分 年 分	件 数 (A)	合 計 課 税 価 格		贈 与 税 額			課税最低限	
		合 計 額 (B)	1 件 当 たり 金 額	納付税額 (C)	1 件 当 たり 金 額	(C)/(B)	基礎控除	配偶者控除
	件	億円	千円	百万円	万円	%	万円	万円
昭和63	459,789	11,098	2,414	128,514	28.0	11.6	60	2,000
平成元	527,756	21,421	4,059	292,620	55.4	13.7	〃	〃
2	583,693	25,684	4,400	343,013	58.8	13.4	〃	〃
3	573,155	20,593	3,593	239,204	41.7	11.6	〃	〃
4	541,503	16,471	3,042	161,881	29.9	9.8	〃	〃
5	554,696	17,484	3,152	159,768	28.8	9.1	〃	〃
6	529,657	15,266	2,882	131,233	24.8	8.6	〃	〃
7	520,701	14,570	2,798	124,143	23.8	8.5	〃	〃
8	512,070	14,586	2,849	133,454	26.1	9.1	〃	〃
9	486,958	14,129	2,902	129,939	26.7	9.2	〃	〃
10	455,118	13,010	2,859	116,582	25.6	9.0	〃	〃
11	445,132	12,942	2,908	114,277	25.7	8.8	〃	〃
12	414,828	11,974	2,886	95,456	23.0	8.0	〃	〃
13	376,256	13,465	3,579	81,191	21.6	6.0	110	〃

(備考) 1. この表の計数は、「国税庁統計年報書」による。ただし、平成13年分については国税庁調べ(暫定値)による。

2. 件数は、財産の贈与を受けた者のうち申告等のあった者の数である。

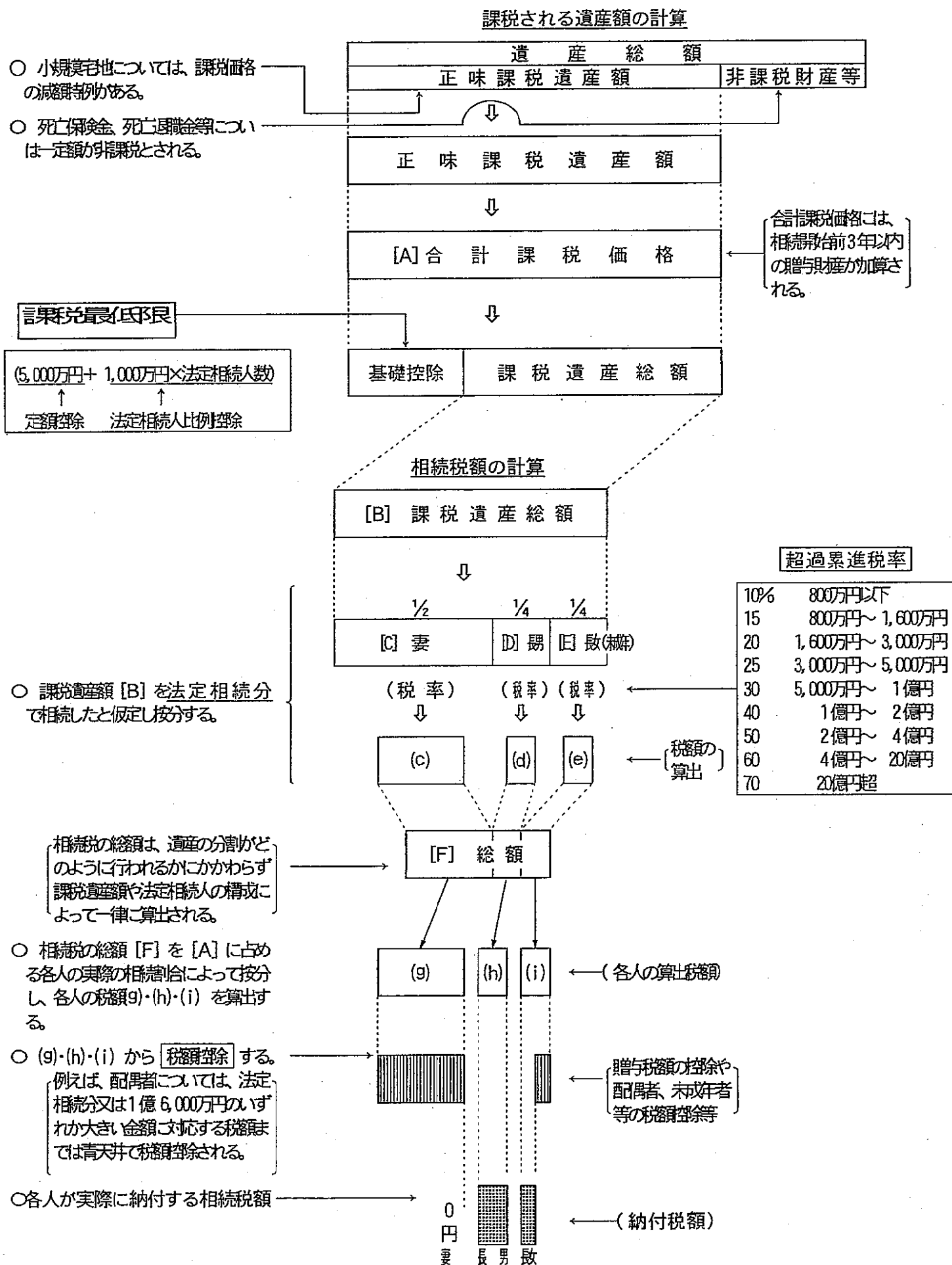
3. 贈与税額には、納税猶予適用分を含まない。

贈与税の取得財産価額階級別の課税状況等(平成13年分)

取得財産価額 階 級 区 分	人 員		納付税額		平 均 課税価格 (a)	平 均 納付税額 (b)	負担率 (b)／(a)
	人 員	累積割合	税 額	累積割合			
	件	%	億円	%	万円	万円	%
～ 150万円	137,686	36.6	17.2	2.1	87.2	1.2	1.4
～ 200万円	48,063	49.4	32.0	6.1	298.3	6.6	2.2
～ 400万円	99,299	75.8	152.0	24.9	290.8	15.3	5.3
～ 700万円	56,090	90.7	159.1	44.6	229.7	28.4	12.4
～ 1,000万円	11,967	93.9	118.3	59.2	897.6	98.8	11.0
～ 2,000万円	16,085	98.2	146.8	77.4	1,544.3	91.2	5.9
～ 3,000万円	6,429	99.9	57.5	84.5	1,832.0	89.4	4.9
～ 5,000万円	333	100.0	41.5	89.6	4,233.2	1,245.9	29.4
5,000万円超	145	100.0	83.6	100.0	19,369.6	5,766.9	29.8
合 計	376,097		807.8		318.2	21.5	6.7

(備考) 1. 国税庁調べ(暫定値)による。
2. 当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。

◎ 相続税の基本的仕組み



○ 最近における相続税の主な改正

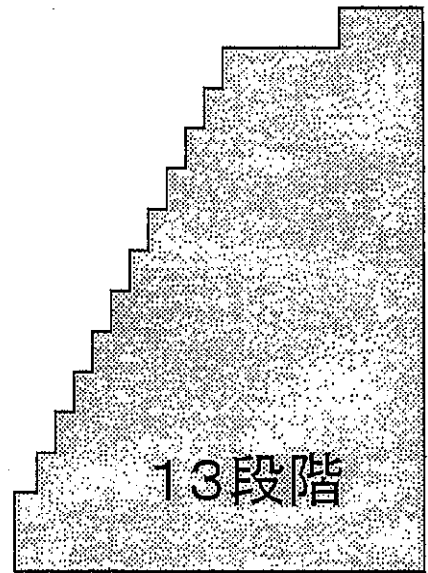
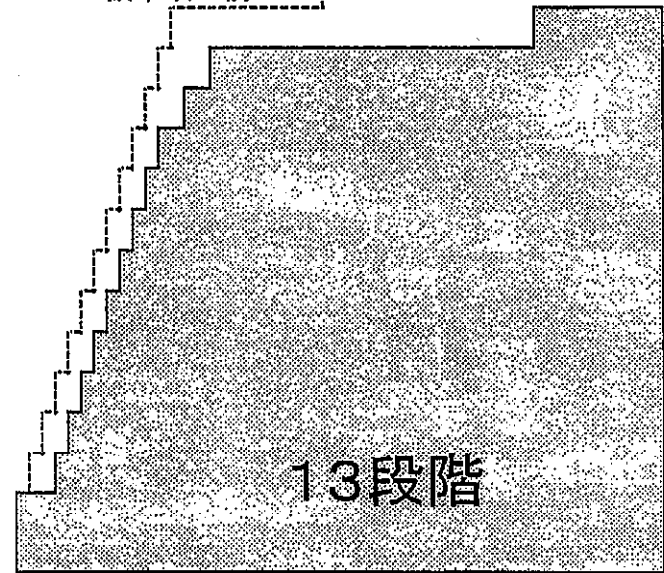
	抜本改正前	抜本改正(昭和63年12月) (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成6年度改正(現行) (平成6年1月1日以降適用)
税率 構造	5億円超 (最高税率 75%) 14段階	5億円超 (最高税率 70%) 13段階	1.0億円超 (最高税率 70%) 13段階	5億円超 (最高税率 75%) ⇒ 2.0億円超 (最高税率 70%) 抜本改正前 → 現行 9段階
基礎 控除	2,000万円 + 400万円 × 法定相続人数 (3,600万円)	4,000万円 + 800万円 × 法定相続人数 (7,200万円)	4,800万円 + 950万円 × 法定相続人数 (8,600万円)	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数 (9,000万円)
課税割合	昭和50年 2.1% → 昭和62年 7.9% → 平成3年 6.8% → 平成5年 6.0%	平成11年 5.2% → 平成12年 5.0%		
負担割合	13.0% → 17.4% → 22.2% → 16.6%	12.7% → 12.3%		

(注1) 基礎控除の()内は、法定相続人が4人(例：配偶者+子3人)の場合の額である。

(注2) 課税割合は、課税件数/死亡者数であり、負担割合は、納付税額/合計課税価格である。

(注3) 合計課税価格とは、小規模宅地の特例による減額等を行った後、基礎控除を差し引く前の課税対象財産の価格である。

○ 最近における贈与税の主な改正

		抜本改正前 (昭和50年～)	抜本改正(昭和63年12月) (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正(現行) (平成4年1月1日以降適用)	
税 率 構 造	イ メ ー ジ 図	<u>7,000万円超</u> (最高税率 75%)  14段階	<u>7,000万円超</u> (最高税率 70%)  13段階	<u>7,000万円超</u> (最高税率 75%) → <u>1億円超</u> (最高税率 70%) 抜本改正前  13段階	
		基礎控除 60万円 (昭和50年～)	基礎控除 60万円	基礎控除 60万円	基礎控除 110万円 (平成13年1月1日～)

我が国の相続税と贈与税の税率表

相 続 税

(平成6年1月1日～)

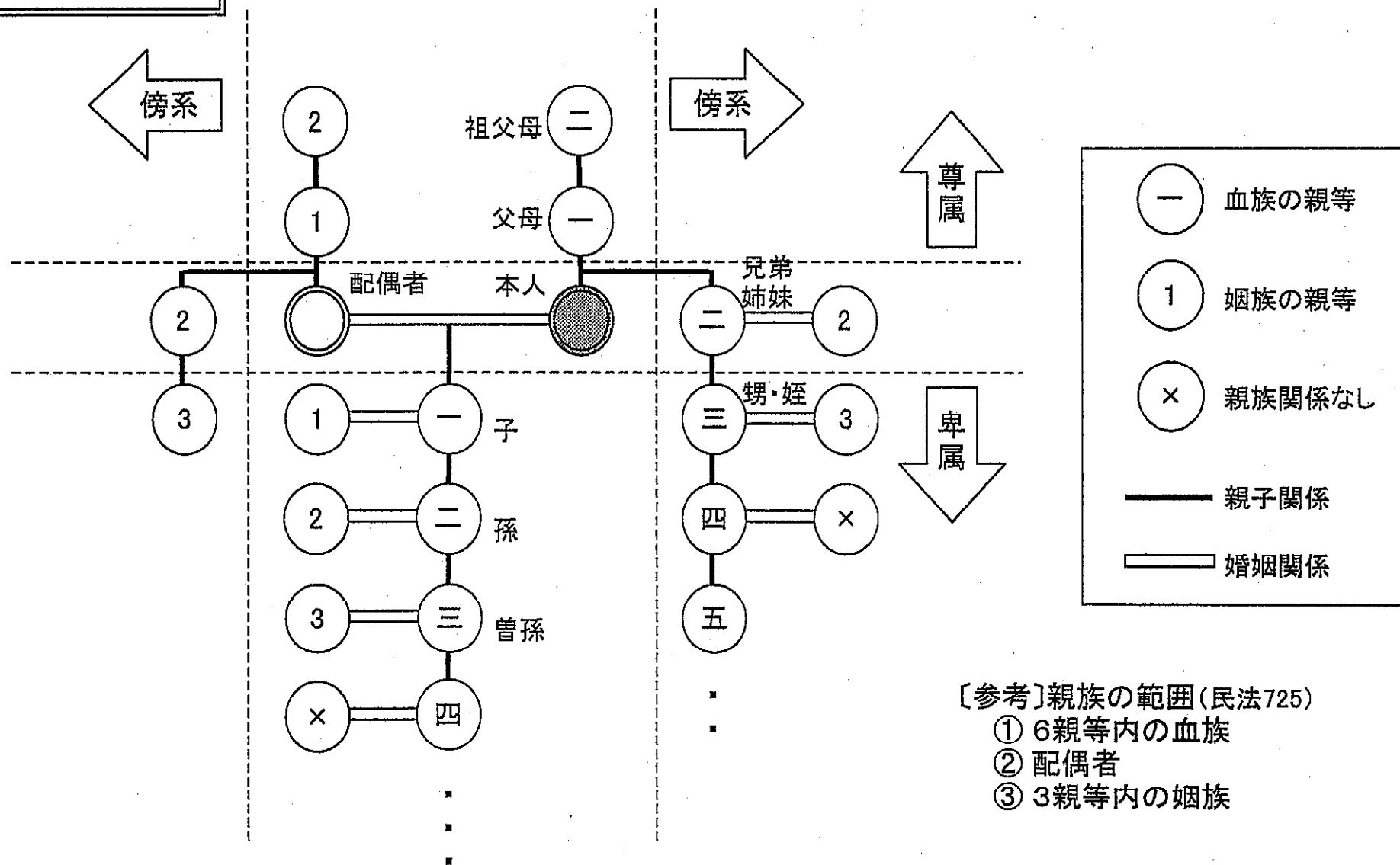
各 法 定 相 続 人 取 得 金 額 の	税 率
～ 800 万円	10 %
～ 1,600 万円	15 %
～ 3,000 万円	20 %
～ 5,000 万円	25 %
～ 10,000 万円	30 %
～ 20,000 万円	40 %
～ 40,000 万円	50 %
～ 200,000 万円	60 %
200,000 万円 ～	70 %

贈 与 税

(平成4年1月1日～)

課 税 価 格	税 率
～ 150 万円	10 %
～ 200 万円	15 %
～ 250 万円	20 %
～ 350 万円	25 %
～ 450 万円	30 %
～ 600 万円	35 %
～ 800 万円	40 %
～ 1,000 万円	45 %
～ 1,500 万円	50 %
～ 2,500 万円	55 %
～ 4,000 万円	60 %
～ 10,000 万円	65 %
10,000 万円 ～	70 %

親族・親等図



○ 民法（明治三十一年法律第九号）（抄）

第三章 相続の効力

第一節 総則

〔遺産承継〕

第八百九十六条 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。但し、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

〔系譜、祭具及び墳墓の承継〕

第八百九十七条 系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する。但し、被相続人の指定に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が、これを承継する。

② 前項本文の場合において慣習が明かでないときは、前項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所がこれを定める。

〔遺産共有〕

第八百九十八条 相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。

〔共同相続人の遺産承継〕

第八百九十九条 各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する。

第二節 相続分

〔法定相続分〕

第九百条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、左の規定に従う。

一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一とする。

二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、直系尊属の相続分は、三分の一とする。

三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、四分の三とし、兄弟姉妹の相続分は、四分の一とする。

四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。但し、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

〔代襲相続人の相続分〕

第九百一条 第八百八十七条第二項又は第三項の規定によつて相続人となる直系卑属の相続分は、その直系尊属が受けるべきであつたものと同じである。但し、直系尊属が数人あるときは、その各自の直系尊属が受けるべきであつた部分について、前条の規定に従つてその相続分を定める。

② 前項の規定は、第八百八十九条第二項の規定によつて兄弟姉妹の子が相続人となる場合にこれを準用する。

〔相続分の指定又は指定の委託〕

第九百二条 被相続人は、前二条の規定にかかわらず、遺言で、共同相続人の相続分を定め、又はこれを定めることを第三者に委託することができる。但し、被相続人又は第三者は、遺留分に関する規定に違反することができない。

② 被相続人が、共同相続人中の一人若しくは数人の相続分のみを定め、又はこれを定めさせたとき

は、他の共同相続人の相続分は、前二条の規定によつてこれを定める。

〔遺贈又は贈与の加算による相続分の算定〕

第九百三条 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、前三条の規定によつて算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除し、その残額を以てその者の相続分とする。

② 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。

③ 被相続人が前二項の規定と異なつた意思表示をしたときは、その意思表示は、遺留分に関する規定に反しない範囲内で、その効力を有する。

〔相続分の算定に際し加算する贈与の評価〕

第九百四条 前条に掲げる贈与の価額は、受贈者の行為によつて、その目的たる財産が滅失し、又はその価格の増減があつたときでも、相続開始の当時なお原状のままに在るものとみなしてこれを定める。

〔寄与分制度〕

第九百四条の二 共同相続人中に、被相続人の事業に關する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加につき特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第九百条から第九百二条までの規定によつて算定した相続分に寄与分を加えた額をもつてその者の相続分とする。

② 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、同項に規定する寄与をした者の請求により、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、寄与分を定める。

③ 寄与分は、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額から遺贈の価額を控除した額を超えることができない。

④ 第二項の請求は、第九百七条第二項の規定による請求があつた場合又は第九百十条に規定する場合にすることができる。

〔相続分取戻権〕

第九百五条 共同相続人の一人が分割前にその相続分を第三者に譲り渡したときは、他の共同相続人は、その価額及び費用を償還して、その相続分を譲り受けることができる。

② 前項に定める権利は、一箇月以内にこれを行わなければならない。

第三節 遺産の分割

〔遺産分割の基準〕

第九百六条 遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする。

〔共同相続人の協議による遺産分割〕

第九百七条 共同相続人は、第九百八条の規定によつて被相続人が遺言で禁じた場合を除く外、何時でも、その協議で、遺産の分割をすることができる。

② 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないとき

は、各共同相続人は、その分割を家庭裁判所に請求することができる。

- ③ 前項の場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は、期間を定めて、遺産の全部又は一部について、分割を禁ずることができる。

〔遺言による遺産分割の指定、その委託及び禁止〕

第九百八条 被相続人は、遺言で、分割の方法を定め、若しくはこれを定めることを第三者に委託し、又は相続開始の時から五年を超えない期間内分割を禁ずることができる。

〔遺産分割の遡及効〕

第九百九条 遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる。但し、第三者の権利を害することができない。

〔相続開始後認知によつて相続人となつた者の分割参加〕

第九百十条 相続の開始後認知によつて相続人となつた者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既に分割その他の処分をしたときは、価額のみによる支払の請求権を有する。

〔共同相続人間の担保責任〕

第九百十一条 各共同相続人は、他の共同相続人に対して、売主と同じく、その相続分に応じて担保の責に任ずる。

〔分割により債権を取得した場合における債務者の資力の担保〕

第九百十二条 各共同相続人は、その相続分に応じ、他の共同相続人が分割によつて受けた債権について、分割の当時における債務者の資力を担保する。

② 弁済期に至らない債権及び停止条件附の債権については、各共同相続人は、弁済をすべき時における債務者の資力を担保する。

〔共同相続人中資力のない者がある場合における担保責任の分担〕

第九百十三条 担保の責に任ずる共同相続人中に償還をする資力のない者があるときは、その償還することができない部分は、求償者及び他の資力のある者が、各々その相続分に応じてこれを分担する。但し、求償者に過失があるときは、他の共同相続人に対して分担を請求することができない。

〔担保責任に関する規定と遺言によるその不適用〕

第九百十四条 前三条の規定は、被相続人が遺言で別段の意思を表示したときは、これを適用しない。

第四章 相続の承認及び放棄

第一節 総則

〔承認又は放棄をなすべき熟慮期間〕

第九百十五条 相続人は、自己のために相続の開始があつたことを知つた時から三箇月以内に、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。但し、この期間は、利害関係人又は検察官の請求によつて、家庭裁判所において、これを伸長することができる。

② 相続人は、承認又は放棄をする前に、相続財産の調査をすることができる。

〔相続人が承認又は放棄をしないで死亡した場合における熟慮期間の起算点〕

第九百十六条 相続人が承認又は放棄をしないで死亡したときは、前条第一項の期間は、その者の相

続人が自己のために相続の開始があつたことを知つた時から、これを起算する。

〔相続人が未成年者又は成年被後見人の場合における熟慮期間の起算点〕

第九百十七条 相続人が未成年者又は成年被後見人であるときは、第九百十五条第一項の期間は、その法定代理人が未成年者又は成年被後見人のために相続の開始があつたことを知つた時から、これを起算する。

〔相続人の相続財産管理の義務〕

第九百十八条 相続人は、その固有財産におけると同一の注意を以て、相続財産を管理しなければならない。但し、承認又は放棄をしたときは、この限りでない。

② 家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によつて、何時でも、相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。

③ 家庭裁判所が管理人を選任した場合には、第二十七条乃至第二十九条の規定を準用する。

〔承認・放棄の取消の許否・取消権の消滅時効〕

第九百十九条 承認及び放棄は、第九百十五条第一項の期間内でも、これを取り消すことができない。

② 前項の規定は、第一編及び前編の規定によつて承認又は放棄の取消をすることを妨げない。但し、その取消権は、追認をすることができる時から六箇月間これを行わないときは、時効によつて消滅する。承認又は放棄の時から十年を経過したときも、同様である。

③ 前項の規定によつて限定承認又は放棄の取消をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

第二節 承認

第一款 単純承認

〔単純承認の効果〕

第九百二十条 相続人が単純承認をしたときは、無限に被相続人の権利義務を承継する。

〔法定単純承認〕

第九百二十一条 左に掲げる場合には、相続人は、単純承認をしたものとみなす。

一 相続人が相続財産の全部又は一部を処分したとき。但し、保存行為及び第六百二条に定める期間を超えない賃貸をすることは、この限りでない。

二 相続人が第九百十五条第一項の期間内に限定承認又は放棄をしなかつたとき。

三 相続人が、限定承認又は放棄をした後でも、相続財産の全部若しくは一部を隠匿し、私にこれを消費し、又は悪意でこれを財産目録中に記載しなかつたとき。但し、その相続人が放棄をしたことによつて相続人となつた者が承認をした後は、この限りでない。

第二款 限定承認

〔限定承認〕

第九百二十二条 相続人は、相続によつて得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、承認をすることができる。

〔共同相続人の限定承認〕

第九百二十三条 相続人が数人あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれをすることができる。

〔限定承認の方式〕

第九百二十四条 相続人が限定承認をしようとするときは、第九百十五条第一項の期間内に、財産目録を調製してこれを家庭裁判所に提出し、限定承認をする旨を申述しなければならない。

〔相続人、被相続人間の権利義務の不消滅〕

第九百二十五条 相続人が限定承認をしたときは、その被相続人に対して有した権利義務は、消滅しなかつたものとみなす。

〔限定承認者の相続財産の管理継続の義務〕

第九百二十六条 限定承認者は、その固有財産における同一の注意を以て、相続財産の管理を継続しなければならない。

② 第六百四十五条、第六百四十六条、第六百五十条第一項、第二項及び第九百十八条第二項、第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

〔相続債権者及び受遺者に対する公告・催告〕

第九百二十七条 限定承認者は、限定承認をした後五日以内に、一切の相続債権者及び受遺者に対し、限定承認をしたこと及び一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。但し、その期間は、二箇月を下ることができない。

② 第七十九条第二項及び第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

〔請求申出期間の満了前における弁済の拒絶〕

第九百二十八条 限定承認者は、前条第一項の期間の満了前には、相続債権者及び受遺者に対して弁済を拒むことができる。

〔限定承認者による配当弁済〕

第九百二十九条 第九百二十七条第一項の期間が満了した後は、限定承認者は、相続財産を以て、その期間内に申し出た債権者その他知れた債権者に、各々その債権額の割合に応じて弁済をしなければならない。但し、優先権を有する債権者の権利を害することができない。

〔弁済期前の債権、条件付債権、又は不確定期限附債権の弁済〕

第九百三十条 限定承認者は、弁済期に至らない債権でも、前条の規定によつてこれを弁済しなければならない。

② 条件付の債権又は存続期間の不確定な債権は、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従つて、これを弁済しなければならない。

〔受遺者への弁済〕

第九百三十一条 限定承認者は、前二条の規定によつて各債権者に弁済をした後でなければ、受遺者に弁済をすることができない。

〔弁済のための相続財産の換価〕

第九百三十二条 前三条の規定に従つて弁済をするにつき相続財産を売却する必要があるときは、限定承認者は、これを競売に付しなければならない。但し、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従い相続財産の全部又は一部の価額を弁済して、その競売を止めることができる。

〔相続債権者及び受遺者の相続財産競売又は鑑定への参加〕

第九百三十三条 相続債権者及び受遺者は、自己の費用で、相続財産の競売又は鑑定に参加することができる。この場合には、第二百六十条第二項の規定を準用する。

〔限定承認者の弁済手続違反による損害賠償責任〕

第九百三十四条 限定承認者が、第九百二十七条に定める公告若しくは催告をすることを怠り、又は同条第一項の期間内にある債権者若しくは受遺者に弁済をしたことによつて他の債権者若しくは受遺者に弁済をすることができなくなつたときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。第九百二十九条乃至第九百三十一条の規定に違反して弁済をしたときも、同様である。

② 前項の規定は、情を知つて不当に弁済を受けた債権者又は受遺者に対する他の債権者又は受遺者の求償を妨げない。

③ 第七百二十四条の規定は、前二項の場合にも、これを適用する。

〔公告期間内に申し出なかつた債権者及び受遺者の権利〕

第九百三十五条 第九百二十七条第一項の期間内に申し出なかつた債権者及び受遺者で限定承認者に知れなかつたものは、残余財産についてのみその権利を行うことができる。但し、相続財産について特別担保を有する者は、この限りでない。

〔共同相続人の限定承認の場合における管理人の選任〕

第九百三十六条 相続人が数人ある場合には、家庭裁判所は、相続人の中から、相続財産の管理人を選任しなければならない。

② 管理人は、相続人のために、これに代わつて、相続財産の管理及び債務の弁済に必要な一切の行為をする。

③ 第九百二十六条乃至前条の規定は、管理人にこれを準用する。但し、第九百二十七条第一項に定める公告をする期間は、管理人の選任があつた後十日以内とする。

〔限定承認をした共同相続人中法定単純承認があつた者の責任〕

第九百三十七条 限定承認をした共同相続人の一人又は数人について第九百二十一条第一号又は第三号に掲げる事由があるときは、相続債権者は、相続財産を以て弁済を受けることができなかつた債権額について、その者に対し、その相続分に応じて権利を行うことができる。

第三節 放棄

〔放棄の方式〕

第九百三十八条 相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

〔相続の放棄〕

第九百三十九条 相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初から相続人とならなかつたものとみなす。

〔放棄者の相続財産の管理継続義務〕

第九百四十条 相続の放棄をした者は、その放棄によつて相続人となつた者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産における同一の注意を以て、その財産の管理を継続しなければならない。

② 第六百四十五条、第六百四十六条、第六百五十条第一項、第二項及び第九百十八条第二項、第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第八章 遺留分

〔遺留分権利者及び遺留分の額〕

第二十八条 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、左の額を受ける。

- 一 直系尊属のみが相続人であるときは、被相続人の財産の三分の一
- 二 その他の場合には、被相続人の財産の二分の一

〔遺留分算定〕

第二十九条 遺留分は、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加え、その中から債務の全額を控除して、これを算定する。

- ② 条件附の権利又は存続期間の不確定な権利は、家庭裁判所が選定した鑑定人の評価に従つて、その価額を定める。

〔遺留分の算定に際し加算される贈与の範囲〕

第三十条 贈与は、相続開始前の一年間にしたもの限り、前条の規定によつてその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知つて贈与をしたときは、一年前にしたものでも、同様である。

〔遺贈又は贈与の減殺の請求〕

第三十一条 遺留分権利者及びその承継人は、遺留分を保全するに必要な限度で、遺贈及び前条に掲げる贈与の減殺を請求することができる。

〔条件附権利又は存続期間の不確定な権利の贈与又は遺贈の一部減殺〕

第三十二条 条件附の権利又は存続期間の不確定な権利を贈与又は遺贈の目的とした場合において、その贈与又は遺贈の一部を減殺すべきときは、遺留分権利者は、第二十九条第二項の規定によつて定めた価格に従い、直ちにその残部の価額を受贈者又は受遺者に給付しなければならない。

〔減殺の順序〕

第三十三条 贈与は、遺贈を減殺した後でなければ、これを減殺することができない。

〔遺贈を減殺する方法〕

第三十四条 遺贈は、その目的の価額の割合に応じてこれを減殺する。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

〔贈与の減殺の順序〕

第三十五条 贈与の減殺は、後の贈与から始め、順次に前の贈与に及ぶ。

〔受贈者の果実返還義務〕

第三十六条 受贈者は、その返還すべき財産の外、なお、減殺の請求があつた日以後の果実を返還しなければならない。

〔受贈者の無資力による損失の負担〕

第三十七条 減殺を受けるべき受贈者の無資力によつて生じた損失は、遺留分権利者の負担に帰する。

〔負担附贈与の減殺〕

第千三十八条 負担附贈与は、その目的の価額の中から負担の価額を控除したものについて、その減殺を請求することができる。

〔不相当な対価による有償行為の減殺〕

第千三十九条 不相当な対価を以てした有償行為は、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知つてしたものに限り、これを贈与とみなす。この場合において、遺留分権利者がその減殺を請求するときは、その対価を償還しなければならない。

〔贈与の目的を他人に譲渡し又はその上に権利を設定した場合における減殺の効果〕

第千四十条 減殺を受けるべき受贈者が贈与の目的を他人に譲り渡したときは、遺留分権利者にその価額を弁償しなければならない。但し、譲受人が譲渡の当時遺留分権利者に損害を加えることを知つたときは、遺留分権利者は、これに対しても減殺を請求することができる。

② 前項の規定は、受贈者が贈与の目的の上に権利を設定した場合にこれを準用する。

〔受贈者及び受遺者の価額弁償の権利〕

第千四十一条 受贈者及び受遺者は、減殺を受けるべき限度において、贈与又は遺贈の目的の価額を遺留分権利者に弁償して返還の義務を免れることができる。

② 前項の規定は、前条第一項但書の場合にこれを準用する。

〔減殺請求権の時効による消滅〕

第千四十二条 減殺の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があつたことを知つた時から、一年間これを行わないときは、時効によつて消滅する。相続の開始の時から十年を経過したときも、同様である。

〔遺留分の事前放棄〕

第千四十三条 相続の開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。

② 共同相続人の一人のした遺留分の放棄は、他の各共同相続人の遺留分に影響を及ぼさない。

〔相続人及び相続分に関する規定の準用〕

第千四十四条 第八百八十七条第二項、第三項、第九百条、第九百一条、第九百三条及び第九百四条の規定は、遺留分にこれを準用する。